

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年3月23日認可した。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南地谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）焼堂地区
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北側水路地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）台尾地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神内上池地区